

大和山市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第21号

大和山市税条例施行規則の一部を改正する規則

大和山市税条例施行規則（昭和41年大和市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「東京手形交換所の手形交換加盟者又は加盟者に交換を委託している者」を「電子交換所の加盟銀行又は加盟銀行に交換尻決済を委託する者（次号において「決済委託銀行」という。）」に改め、同条第2号中「東京手形交換所の手形交換加盟店」を「電子交換所の加盟銀行又は決済委託銀行」に改める。

第15条中「に定めるところによる」を「の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う」に改め、同条第1号中「とき又は」を「場合又は」に、「ときは、」を「場合」に改め、同条第2号中「については、情況」を「である場合 状況」に改め、同条第3号中「は、」を「」に改め、同条第4号中「者は、」を「ものである場合」に改め、同条第5号中「第312条第3項第4号」を「第312条第3項第3号」に、「に対しては、」を「である場合」に改め、同条第6号中「に対しては、次の区分」を「である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合」に改め、同号ウ中「者に対しては、次の割合による」を「場合 次の表に掲げる合計所得金額及び損害程度の区分に応じ、同表に定める割合によって減免する」に改め、同条第7号中「は、」を「」に改め、同条第8号中「ときは、」を「場合」に改め、「定める」の次に「ところにより減免する」を加える。

第17条中「に定めるところによる」を「の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う」に改め、同条第1号中「は、」を「である場合」に改め、同条第2号中「ときは、」を「場合」に改め、同条第3号中「は、」を「である場合」に改め、同条第4号中「に対しては、次の区分により」を「である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより、」に改め、同号ア中「宅地」の次に「 次の表に掲げる損害の程度の区分に応じ、同表に定める割合」を加え、同号イの表以外の部分中「家屋」の次に「 次の表に掲げる損害の程度の区分に応じ、同表に定める割合」を加え、同号ウ及びエを次のように改める。

ウ 農地又は宅地以外の土地 アの表に掲げる損害の程度の区分に応じ、同表に定める割合

エ 償却資産 イの表に掲げる損害の程度の区分に応じ、同表に定める割合

第17条第5号中「に係る」を「である場合」に改め、同条第6号中「に対して」を「である

場合 当該施設に」に改め、同条第7号から第9号までの規定中「に係る」を「である場合」に改め、同条第10号中「については、」を「である場合」に改め、同条第11号中「ときは、」を「場合」に改め、「定める」の次に「ところにより減免する」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。